

栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリア

ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

県有施設を活用した広告事業により、新たな自主財源を確保することで、施設の安定した運営基盤の確立を図るとともに、施設の県民サービス向上等に資するため、ネーミングライツパートナーを募集します。

2 ネーミングライツの対象施設

- (1) 対 象 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリア
- (2) 所在地 鹿沼市上南摩町神谷 2958

3 施設概要

設置年月	令和 9（2027）年 3 月（全面開業予定） ※令和 8（2026）年 7 月に一部先行開業しています。
施設規模	敷地面積：約 1 ha
設置目的	南摩ダムに係る水源地域の大規模な水辺空間と豊かな森林を生かしたレクリエーションの場を提供することにより、県民福祉の向上に資する。
年間稼働日数	275 日（水曜日及び年末年始は休業）
施設管理者	株式会社フォレスフィール
施設概要	【構造】 ○受付棟：木造（地上 1 階）、延床面積 184.12 m ² ○アクティビティ施設：鉄骨造 【主な機能】 ○受付棟 ・来場者受付、待合・休憩・ダム展望スペース ○アクティビティ施設 ・絶叫つり橋（170m） ・ジップライン×3（170m、370m、440m） ・アスレチック施設 ※アスレチック施設は整備中
施設の特徴	・全長 170m の絶叫つり橋は、ハーネス（命綱）を装着した状態で体験するアスレチック型つり橋としては国内最長級の規模を誇る ・湖面上としては国内最長級（総延長約 1 km）となるジップライン ・南摩ダムが一望出来るダム展望スペース ・利用者数は、年間約 8,000 人を想定 ・高所活動等によるスリルを提供する体験型施設であり、利用者の安全確保に十分な配慮を要する

4 応募条件

(1) 応募資格

法人又は法人により構成されたグループとします。

なお、栃木県広告掲載要綱及び栃木県広告掲載基準に規定する規制業種等に該当する者は、応募できません。

【参考】

栃木県広告掲載要綱（抜粋）

（広告の範囲）

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 誇大表示、不当表示など表現方法が不適切であると認められるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (7) 個人の名刺広告
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として知事が不適当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載基準は別に定める。

栃木県広告掲載基準（抜粋）

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第8条に基づくスポーツ振興投票券に係るものを除く。）
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 県税に滞納があるもの
- (10) 栃木県の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの又は指名停止に該当する行為を行ったもの
- (11) その他前各号以外で、社会問題を起こしている業種や事業者

(2) 募集価格（ネーミングライツ料）

年額 100 万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 愛称の使用期間

3 年以上 10 年以下

・ 期間は 1 年単位で提案可能です。

(4) 愛称の条件

- ア 県民に親しまれ、施設の設置目的にふさわしい愛称にしてください。
- イ 愛称の一部に「南摩（平仮名、ローマ字表記可）」を使用してください。
（例）「〇〇〇〇南摩〇〇〇〇」、「〇〇〇〇なんま〇〇〇〇」
- ウ 本施設がアクティビティ施設であることを想像でき、混乱を招かないような愛称にしてください。
- エ 施設の愛称に対する命名であるため、施設の正式名称を定めている県条例の改正は行いません。
- オ 施設を利用する方の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更は原則としてできません。また、愛称が定着するまで（おおむね1年を予定しています。）、県条例上の正式名称を併記する場合があります。

(5) 愛称の使用開始時期

令和9（2027）年3月（予定）

※愛称の周知を目的とした使用の場合、上記の使用開始日前に愛称を使用することができます。

5 パートナー特典

ネーミングライツパートナーには、施設に愛称を付与する権利のほか、下記のような特典を付与します。

なお、その内容等については、施設の設置目的や施設の関係法令等の規定等を踏まえ、県や関係機関と別途協議の上、決定します。

- ・施設看板や案内表示板等の設置、変更
- ・パンフレット等の印刷物やホームページ等の表示変更
- ・その他付帯する特典

（例）施設ホームページへのバナー広告の掲載
施設内への企業紹介スペースの設置 等

6 愛称導入に伴う費用負担等

区分	県	パートナー企業
施設敷地内の看板表示の変更（施設看板や施設の案内表示板等）		○
道路標識、パンフレット等の印刷物、ホームページ等の表示変更	○	

※新規に施設看板を設置する場合は、県や関係機関との協議を経て、変更可能な箇所について行います。

※パートナー企業には、看板表示の設置、変更、維持管理、撤去等（契約期間終了後の原状回復を含む。）について別途御負担いただきます。

7 応募方法

「栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアネーミングライツパートナー申込書」に必要事項を御記入いただき、必要書類を添付して、メール（郵送又は持参も可。）により下記担当へ御提出ください。

なお、メールにより提出できない書類は郵送又は持参により御提出ください。

栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当 宛て

E-mail : shizen-kanky@pref.tochigi.lg.jp

〒320-8501（※郵送の場合、住所の記載は不要です。）

栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号（栃木県庁本庁舎 12 階）

8 応募期間

令和 8（2026）年 10 月 1 日（木）から

令和 8（2026）年 11 月 20 日（金）午後 5 時まで

※直接御提出いただく場合は、応募期間のうち、土・日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までに御持参ください。

※郵送の場合は、発送記録の残る方法により 11 月 20 日（金）必着で御提出ください。

9 提出書類

【提出部数：各 1 部】

- (1) 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアネーミングライツパートナー申込書
- (2) 地域貢献等の実績及び今後の計画（任意様式）
- (3) 直近 3 か年の決算報告書
- (4) 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- (5) 直近 1 年分の納税証明書（都道府県税事務所発行分）
 - ・県内に事業所がある場合：栃木県の全税目の納税証明書
 - ・県内に事業所がない場合：本店所在地の都道府県の法人事業税の納税証明書
- (6) 会社概要（PR パンフレット等）
- (7) 法令に違反していないことの申立書

10 現地説明会の実施（事前申込制）

本募集に関する現地説明会を次のとおり実施します。

- ・日 時：令和 8（2026）年 10 月 20 日（火）※時間は後日連絡します。
- ・集合場所：栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリア 受付棟入口付近
- ・申込方法：下記担当へ 10 月 16 日（金）までに電話にて申込みください。

栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当

T E L : 028-623-3211

- ・そ の 他：参加申込者がいない場合には、説明会は行いません。

11 優先候補者の選定方法

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツパートナー選定委員会を設置し、優先候補者（※）を選定します。

- （※）優先候補者：応募者のうち、ネーミングライツパートナーとして最も適しているとして、県が他の応募者に優先して契約の締結に係る協議をする者

(2) 選定基準等

選定委員会において、愛称案、価格、期間、地域貢献の実績、応募企業の状況（応募資格を満たしているか、経営は健全か、応募動機は適切か等）、施設の魅力向上や地域活性化につながる提案、その他審査において必要な事項等を総合的に判断し、パートナー企業の優先候補者の選定と候補者の順位付けを行います。

なお、応募者が 1 者のみの場合でも、選定委員会においてパートナーとしてふさわしいかどうか審査し優先候補者を選定します。選定基準に満たない場合等は、優先候補者を選定しないことがあります。

12 ネーミングライツパートナーの決定、公表

県は、優先候補者との協議を経て、ネーミングライツパートナーを決定し、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料、愛称の使用期間について公表します。

ネーミングライツパートナーの決定の結果については、応募者に文書によりお知らせしますが、ネーミングライツパートナーに選ばれなかった応募者の法人名等は公表しません。

13 ネーミングライツパートナーの決定取消し

応募資格に該当しなくなった場合や違法行為により社会的信用が失墜したと認められた場合等、ネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと県が判断した場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取り消すことがあります。

14 契約の締結

県とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、契約を締結したネーミングライツパートナーは、契約期間終了前に、原則として当初の条件（金額・年数）と同条件以上であることを要件として、契約更新の申し出ができます。その際、応募時の提出書類に準じた書類の提出を求めることがあります。

15 愛称の普及

県は、各種印刷物やホームページ等の広報媒体において、愛称を積極的に使用します。

また、関係機関に愛称の使用、周知を働きかけます。

16 その他

本要項に規定するネーミングライツに類するもので、本要項により難しいと判断されるものについての取扱いは、別に定めることとします。

17 お問い合わせ先

栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当

T E L : 028-623-3211

E-mail : shizen-kankyou@pref.tochigi.lg.jp